

幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金交付要綱

令和6年2月29日
5生私振第1539号
生活文化スポーツ局長決定

第1 通則

幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱（平成27年5月21日文部科学大臣裁定。以下「交付金交付要綱」という。）第3条、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第4条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助目的及び補助事業

1 この補助金は、保育DXの推進等を踏まえ、東京都内に所在する私立幼稚園（私立幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）及び私立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）におけるICT環境を整備することにより、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

2 この補助事業は、以下に掲げる（1）または（2）のいずれかに該当する事業とする。

（1）幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のアからエに掲げる機能を1つ以上有するシステム導入に関する事業。

- ア 教育に係る計画・記録に関する機能
- イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ウ 保護者等の連絡に関する機能
- エ キャッシュレス決済に関する機能

（2）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に関する事業。

第3 補助対象事業者

1 補助対象事業者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）は、次の者とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定により幼稚園を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する学校法人

(3) 社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）

2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 補助対象経費等

1 知事は、私立幼稚園等設置者が補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国や地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

2 第2 2に掲げる補助事業に要する経費の内容、範囲等については、別表ほか、別途通知する内容によるものとする。

第5 交付の申請

補助金の交付を受けようとする私立幼稚園等設置者は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。また、提出に当たっては、国が運営する補助金の電子申請システムであるJグランツ（以下、「Jグランツ」という。）を用いることもできるものとする。

第6 交付の決定及び通知

1 知事は、第5の規定による交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、その結果を通知するものとする。

2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第7 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対し通知するものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) この補助事業は、補助金交付年度の当該年度内に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付される補助金額に変更を来すことなく、かつ、次のアからウまでに掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。
 - ア 同一品目で規格、型番、追加機能等の変更
 - イ 部品又は附属品の変更
 - ウ 製造業者又は納入業者の変更
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (5) 知事が東京都職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (6) 知事は、(5) による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命じるものとする。
- (7) 補助事業者が(6) の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (8) 補助事業者は、第5又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業の終了後、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。また、提出に当たっては、J グランツを用いることもできるものとする。

第10 補助金の額の確定

- 1 知事は、第9の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額する。

第11 是正のための措置

知事は、第10の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を命ずることができる。

第12 決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次のアからケまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - イ 補助金を他の用途に使用した場合
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - エ 条例第6条第1項の各号のいずれかに該当する場合
 - オ 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - カ 第5又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - キ 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ク 第8（8）に規定する報告を受けた場合
 - ケ その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 前項の規定は、第10の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第13 補助金の返還

- 1 知事が、第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第10の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、

当該超過額を返還しなければならない。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。なお、提出に当たっては、J グランツにより行うこともできるものとする。
- (2) 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第14 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第12 1アからキまでの規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第15 違約加算金の計算

知事は、第14 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第16 延滞金の計算

知事は、第14 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

第17 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、1の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、1

の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第18 財産の管理・処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、当該補助事業者の定める管理規程に基づき、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1個又は1組の取得価格が50万円以上の財産とする。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、取得日から交付金交付要綱第18条第1項の規定に基づき文部科学大臣が別に定める年数を経過した財産は除く。

第19 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、条例、条例施行規則及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第20 その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を、別に定めることができる。

附 則（5 生私振第1539号）

この要綱は、令和6年2月29日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則（6 生私振第976号）

この要綱は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（6 生私振第1440号）

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。

この要綱の適用前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。

附 則（7 生私振第686号）

この要綱は、令和7年8月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（8 生私振第650号）

この要綱は、令和8年9月11日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

幼児教育の質の向上のための I C T 化支援事業補助金

補助対象経費	①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。(システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。) Ⅰ. 教育に係る計画・記録に関する機能 Ⅱ. 園児の登園及び降園の管理に関する機能 Ⅲ. 保護者等との連絡に関する機能 Ⅳ. キャッシュレス決済に関する機能 ②上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用。 ③学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費 ※情報システムを導入するに当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費（原則として運搬費・調整費等の付帯経費は除く）についても対象とする。 ※ただし、教員等の業務負担軽減に資するものとして、具体的な使用目的や必要性があるものでなければならない。 ※対象経費については、当該申請年度に係る経費とし、リース料、保守費、通信費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。） ※すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。 ※通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。 ※一つの園において補助を受けた最終年度から5年間は、補助を受けることができない。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。
補助対象施設	学校法人立幼稚園 学校法人立幼稚園型認定こども園 学校法人立幼保連携型認定こども園 社会福祉法人立幼保連携型認定こども園

補助基準額	1 施設当たり 1,000 千円（6 学級以下） 1,500 千円（7 学級以上） ※学級数は、補助申請年度の学校基本調査で回答のあった学級数 ※認定こども園における 3 号児の学級数は、公定価格における教職員配置基準により算出する。
補助率	1 / 2